

市長等の措置に係る通知書

（子ども青少年部）

2015年3月25日監査執行

No	指 摘 事 項	措 置 の 状 況	改 善 又 は 検 討 の 目 標 年 月 日
1	<p>（子ども青少年育成課） 委託料の執行は適正か</p> <p>条例で定める指定管理者の業務の範囲に該当しない業務を指定管理者の業務として実施しているものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。</p>	<p>条例で定める指定管理者の業務の範囲に該当しない業務については、指定管理者制度を総括している担当課等と今後の事務の適切な執行方法について検討していきます。</p>	2016年 4月1日